

地区計画の概要 ～建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限～

	A地区(工業地域:200/60)	B地区(工業専用地域:200/60)	C地区(工業地域:200/60)
建築物の用途の制限 (建築してはならない建築物)	①住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿等(本地区の事業所で従事する者の用途に供するものは除く)	①カラオケボックスその他これらに類するもの	①住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿等(この規定が定められた際、住宅の敷地として使用されている土地に建築する住宅は除く)
	②物品販売業を営む店舗又は飲食店(本地区内の工場での製造物の販売店舗または、コンビニエンスストア、食堂でこれらの店舗の床面積が200㎡を超えないものは除く)	②神社、寺院、教会等	②ポーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等
	③ポーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	③公衆浴場、診療所、保育所等	③カラオケボックスその他これらに類するもの
	④カラオケボックスその他これらに類するもの	④自動車教習所	④マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売所等
	⑤マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売所等	⑤畜舎	⑤神社、寺院、教会等
	⑥神社、寺院、教会等	⑥巡查派出所、郵便局	⑥老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等
	⑦公衆浴場、診療所、保育所等	⑦老人福祉センター、児童厚生施設等	⑦畜舎
	⑧老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		
	⑨自動車教習所		
	⑩畜舎		

※南栄町工業団地地区計画は、良好な生産環境の保全を目的としています。不特定多数の人の出入りが発生する建築物は、周辺の工場操業への影響が出ます。工場の悪臭、騒音などに対する苦情の発生は、設備投資や作業時間の制約に繋がり、良好な生産環境とは言えません。このような事態を招かないための建築物の用途の制限としています。

A地区・C地区の敷地面積の最低限度100㎡

B地区の敷地面積の最低限度1,000㎡

2,000㎡

➔

1,000㎡

分割可

1,000㎡

1,900㎡

➔

1,000㎡

分割不可

✕

※A地区において、この規定が定められた際、既に100㎡未満となっている土地は、その面積を最低限度とする

壁面の位置の制限

隣地

道路

※物置、車庫は除く

※柱のある玄関、ベランダ、テラス等は制限の対象となります